

「受領層」について（一）

寺内 浩

はじめに

本稿は、一〇世紀—一二世紀の受領にはいかなる階層・地位・身分の者が任用されていたかを考察することにより、当時の受領を「受領層」と一括して把握できるかどうか、つまり当時の受領に階層や地位・身分の面で共通項を見いだすことができるかどうかを検討しようとするものである。

この問題をめぐっては林屋辰三郎氏、橋本義彦氏、吉川真司氏の議論がある。

戦後すぐの時期に院政Ⅱ受領政権論を提唱した林屋辰三郎氏は、この時期の受領を「受領層」ととらえ、彼らの動きを以下のように論じた。「受領層」は摂関期においては摂関家に追従する官僚であり、受領生活によつて得た富力をもつて摂関家に盛んに経済的奉仕を行ったが、莊園整理を求める彼らと最大の莊園領主たる摂関家とは次第に対立するようになった。そうした「受領層」が政治的進出のために絶好の基地としたのが院政政権で、その下で彼らは院近臣となり、その富力でもつて政権を支えた。院政は「受領層による受領層のための政権」である。¹⁾

このように林屋氏は摂関・院政期の「受領層」をその富力で摂関家に対して経済的奉仕を行うとともに院政を支える存在としたのだが、当時の受領を一括して一つの階層と見ることはできないとしたのが橋本義彦氏である。橋本氏は当時の受領には「中・下級の事務官僚をはじめ、学者もあれば武士もあり、その社会的・政治的立場は決して一様

ではなかつた」、「受領群の中味は流動的で、その時々に変化があり、基本的な利害や主義・行動を共にする一つの階層或は階級を形成したとみるのは困難である」と林屋氏を批判した。⁽²⁾

これに対し、撰関期を初期権門体制期とする吉川真司氏は、貴族社会の最上層を権門、中下級貴族層を「受領層」あるいは「家司女房層」、最下層を家人雑任層とし、このうち中下級貴族層については「律令禄制の最終的解体によって中下級貴族は権門への依存を強めることになり、男性においては家司・受領、女性においては女房として奉仕する体制が確立する」とする。そして、林屋氏が提唱した「受領層」概念は今日でも有効とし、橋本氏の林屋説批判に対しては「中下級貴族層という階層が形成されたことは明白な事実で、彼らの存在形態・行動様式は一括して理解することが可能である。橋本の議論は「受領」の語に拘泥しすぎたもので、社会的実体を捕捉しようとした林屋説への有効な批判とはなっていない」と反批判している。⁽³⁾

このように撰関・院政期の受領については、その「社会的・政治的立場」や「存在形態・行動様式」を一括してとらえうるか否かで意見が分かれているのだが、その一方でこうした議論とはあまり関係なく「受領層」という言葉がごく一般的に使用されている。辞書によると「受領層」は「受領に任命される資格をもつ階層。おおよそ四・五位を生涯の最高位とする下級貴族。平安中期女流文学者の出身階層として注目された。」⁽⁴⁾と定義されている。この場合の「受領層」は四位・五位の中下級貴族層のことであり、紫式部や清少納言の父が中下級貴族でかつ受領であった故に「受領層」が中下級貴族層の代名詞となったものであろう。しかし、四位・五位の中下級貴族層を「受領層」と称してよいかどうかはやはり問題であり、改めての検討が必要であるように思われる。

「受領層」をめぐる研究状況についてみてきたが、以下ではそれらの議論を踏まえ、第一章では受領は四位・五位止まりの中下級貴族なのか、第二章では受領は上級貴族などに従属する存在なのか、第三章では受領と中下級貴族層

との関係、について考えていくことにしたい。⁽⁶⁾

一 受領と公卿

第1表は一〇世紀前半（九〇一—九五〇）、一〇世紀後半（九五二—一〇〇〇）、一一世紀前半（一〇〇一—一〇五〇）、一二世紀後半（一〇五一—一一〇〇）、一二世紀前半（一一〇一—一一五〇）、一二世紀後半（一一五一—一二〇〇）の各時期に新たに公卿になった者の人数とそのうちの受領経験者の数を『公卿補任』『尊卑分脈』等を参考に氏・流別にまとめたものである⁽⁷⁾（カッコの中が受領経験者）。また、第2表は各時期に新たに公卿になった者の極官を大臣、大納言（権大納言を含む）、中納言（権中納言を含む）、参議、非参議に分けて調べたものである（カッコの中が受領経験者）。以下では、これらの表をもとに各時期における受領の階層について考えてみたい。

一〇世紀前半に新たに公卿になった者は四八人で、特定の氏・流にかたよることなくさまざまな氏・流から公卿が出ている⁽⁸⁾。新公卿四八人のうち一四人が受領経験者である⁽⁹⁾。新公卿の約三分の一が受領を経ているわけであるから、この時期の受領には上級貴族になる者が少なからずいたといえる。この時期は受領Ⅱ四位・五位止まりの中下級貴族では決してなかったのである。もともと、受領全体からすればその数はごくわずかだが、上級貴族の数自体が少ないので、新公卿の約三分の一が受領経験者であったことはやはり留意する必要がある。

次に、この時期の公卿は、二〇代、三〇代で公卿になり、その後も順調にポストを上昇させていった者（忠平流藤原氏や醍醐源氏がその典型）、中央・地方において長年官僚をつとめ、高年になってようやく公卿になった者、その中間に位置する者の三つのタイプに大きく分けることができるが、受領経験者のほとんどは第二のタイプである。こ

第1表-1 氏・流別の新公卿数（藤原氏）

	10世紀前半	10世紀後半	11世紀前半	11世紀後半	12世紀前半	12世紀後半
撰家	7(1)	8	11	4	3	17
公季	0	1	2	4(1)	11(5)	20(3)
師実	0	0	0	4(1)	6(1)	9(1)
頼宗	0	0	3	5	9(3)	11(5)
長家	0	0	2	2	1	2(2)
道隆	0	4	3	2	4(4)	5(4)
道綱	0	1	1	0	0	3(2)
道兼	0	1	1	0	0	0
伊尹	0	2	2	1	0	0
為光	0	3	2	0	0	0
師通	0	0	0	0	1	2(2)
実頼	1	7	5	8(1)	2	0
師尹	1	1	1	1(1)	0	0
良門	2	0	0	0	1(1)	5(5)
高藤	1	3(1)	1(1)	2(2)	4(4)	17(16)
良仁・良世	2(1)	1(1)	0	0	0	0
長良	0	4(4)	0	0	0	0
内麻呂	0	1(1)	2(2)	1(1)	2(1)	4(1)
魚名	1	4(3)	0	0	0	0
末茂	0	0	0	0	5(5)	14(13)
武智麻呂	4(1)	1	1	0	0	0
真作	2	0	0	0	0	0
真嗣	1	1(1)	0	0	0	8(6)
宇合	3(2)	0	0	0	0	0

第1表-2 氏・流別の新公卿数（源氏他）

	10世紀前半	10世紀後半	11世紀前半	11世紀後半	12世紀前半	12世紀後半
嵯峨	2(2)	0	0	0	0	0
仁明	1(1)	0	0	0	0	0
文徳	1	1(1)	0	0	0	0
清和	0	1	0	0	0	3
陽成	1	0	0	0	0	0
光孝	2(1)	2(2)	0	0	0	0
宇多	1	4(1)	5(3)	2	1(1)	2(2)
醍醐	2	9(1)	4	8(1)	2(1)	0
村上	0	1	3	7	7(2)	8(1)
花山	0	0	0	0	0	1
三条	0	0	1	1	1	0
後三条	0	0	0	0	1	0
平	4	1(1)	1(1)	0	1(1)	18(14)
橘	3(3)	2(1)	0	0	0	0
菅原	0	2	0	0	0	0
中臣	0	0	1(1)	0	3(1)	4(1)
大江	1	2(1)	0	1(1)	0	0
高階	0	1	0	1(1)	0	2(2)
紀	2	0	0	0	0	0
小野	1	0	0	0	0	0
伴	1(1)	0	0	0	0	0
三善	1(1)	0	0	0	0	0

「受領層」について(一)

第2表 新公卿の極官

	大臣	大納言	中納言	参議	非参議	計
10世紀前半	10(0)	8(1)	12(3)	18(10)	0(0)	48(14)
10世紀後半	14(0)	12(0)	12(3)	19(10)	12(6)	69(19)
11世紀前半	8(0)	11(1)	16(0)	11(4)	6(3)	52(8)
11世紀後半	7(0)	16(3)	17(2)	8(1)	6(4)	54(10)
12世紀前半	14(4)	5(3)	21(10)	15(6)	10(7)	65(30)
12世紀後半	28(3)	26(12)	33(18)	23(16)	45(31)	155(80)

の時期における受領非経験の公卿が公卿に就任した時の年齢の平均が四四・七歳であるのに対し、受領を経験した公卿のそれは六一・一歳である¹⁰⁾。従って、公卿就任後もあまりポストは上がらず、受領を経た公卿の極官は大納言が一人、中納言が三人、参議が一〇人である。受領を経た公卿は上級貴族層のなかではどちらかといえば下層を占めていたといえよう。

一〇世紀後半に新たに公卿になった者は六九人いる。周知のように、この時期は忠平流の公卿が急増し、藤原氏の公卿の過半を占めるとともに、その多くが公卿上層部に進出する。

新公卿六九人のうち受領経験者は一九人¹¹⁾で、人数的な割合は一〇世紀前半と大差はない。また、前半期と同様、彼らが公卿になるのはたいがい高齢になつてからで、その後もあまり昇進していない。この時期の受領を経た公卿の極官は中納言が三人、参議が一〇人、非参議が六人であるから、ポストの上がり方は前半期とあまり差はない。従つて、こうしたことからすれば、この時期は上級貴族になる受領がいるとはいえその後の昇進状況は一〇世紀前半とほぼ同じといえよう。

なお、この時期に急増する忠平流の公卿には受領出身者はいない。藤原氏で受領出身の公卿はいずれも忠平流以外である。また、忠平流以外の藤原氏の公卿一五人のうち一人が受領を経ている。従つて、藤原氏の公卿の場合

は、忠平流は受領を経ず、その多くは公卿上層部に進出するのに対し、忠平流以外の公卿は、その多くが受領経験者で、公卿になってからはあまり昇進していない。

次に、同じ一〇世紀後半でも末期になるとそれまでとは違う状況がみられるようになる。一つは受領を経た公卿の数が増えるとともに非参議の者が多くなることである。受領を経た公卿の数は天曆五年(九五二)から天延三年(九七五)までは七人で、貞元元年(九七六)から長保二年(一〇〇〇)までは一二人に増えるが、このうち六人が非参議のまま参議にはなっていない⁽¹²⁾。故に、参議以上の現任公卿に限定すれば一〇世紀後半になると受領を経た公卿の数は減っていることになる。

もう一つは摂関家の家司や縁戚者が多くなることである。藤原文範は藤原実頼の家司⁽¹³⁾、橘恒平は藤原兼通の家司⁽¹⁴⁾、藤原有国・平惟仲は藤原兼家の家司で⁽¹⁵⁾、藤原安親は藤原兼家の義兄である。次章で述べるように、このころから受領も摂関家関係者が多くなる。これまでの受領経験のある公卿は中央・地方において長年官僚をつとめたいわゆる能吏タイプの者が多かったのだが、こうしたことは公卿・受領ともに人事面で公的・官僚制的原理にかわって私的・主從制的原理が強くなったことを示している。

一一世紀前半に新たに公卿になった者は五二人いるが、第1表をみれば明らかな通り、そのほとんどが忠平流の藤原氏と宇多・醍醐・村上の源氏である。この時期になると、忠平流の藤原氏と、姻戚関係によって彼らとつながる一部の源氏により公卿の地位はほぼ独占され、それら以外の諸流・氏の者は公卿になることができなくなるのである⁽¹⁶⁾。つまり、公卿になれる氏・流とそうでない氏・流とが分離するわけであり、こうしたなかで公達(前者)と諸大夫(後者)の資格が成立する⁽¹⁷⁾。

五二人の新公卿のうち受領経験者はわずか八人だけである⁽¹⁸⁾。これまでも受領を経た公卿のほとんどは諸大夫家の者

であつたが、諸大夫家の公卿が大幅に減つたため結果的に受領を経た公卿が少なくなつたのである。⁽¹⁹⁾さらに受領経験のある公卿八人のうち諸大夫家の者は五人いるが、それらはいずれも撰関家の家司あるいは近習者である。⁽²⁰⁾つまり、諸大夫家の者はそもそも公卿になれないうえに、公卿になることができる受領は撰関家の家司・近習者に限られるわけであるから、諸大夫家の一般の受領が公卿になることはもはや不可能なのである。

なお、忠平流藤原氏は一〇世紀の後半は人数が少ないこともあつて受領になつた者はほとんどいないが、一一世紀になると忠平流藤原氏であつても傍流の者は公卿になれずに受領になる者が多くなる。しかし、一一世紀前半においてはそうした者は誰も公卿にはなっていない。この時期の忠平流藤原氏にあつては受領になることは公卿への道を閉ざされたことを意味するのである。いづれにせよ、受領を経た公卿が大幅に減少したということは、この時期になると受領は上級貴族にはなれなくなつたこと、すなわち受領Ⅱ四位・五位止まりの中下級貴族となつたことを意味する。

一一世紀後半に新たに公卿になつた者は五四人で、このうち受領経験者は一〇人である。⁽²¹⁾公卿の大半が忠平流藤原氏と一部の源氏で占められ、受領経験のある公卿が少ないことは前半期と同じである。ただその一方で、一一世紀末ごろから忠平流藤原氏で受領を経た公卿になる者がみられるなど、一二世紀に顕著となる状況の一端があらわれてくるが、そのことについては次の一二世紀のところ述べることにしたい。

一二世紀前半になると、第Ⅰ表をみれば明らかのように、院権力の増大により藤原氏の公卿の構成が大きく変わる。忠平流藤原氏では公季流と頼宗流の公卿が増える。前者は数代にわたり天皇の生母を出した外戚家であり、後者は白河院の寵臣宗通が出て、その子・孫五人が公卿になつたことによるものである。これに対し、実頼流はその数を大きく減らしている。その他の藤原氏では高藤流と末茂流の数が増えている。これはそれぞれの流で為房及び顕季以降有力な院近臣が相次いだためである。

一二世紀前半に新たに公卿になった者は六五人おり、このうち受領経験者は三〇人⁽²²⁾いる。一一世紀に受領を経た公卿の数は大幅に減るが、一二世紀になるとまた増加する。つまり、再び受領Ⅱ四位・五位止まりの中下級貴族ではなくなるのである。また、このころから忠平流藤原氏で受領を経た公卿になる者が増える。とりわけ、公季流、頼宗流、道隆流にその傾向が強い。こうした結果、受領を経た公卿も公卿就任後順調に昇進するようになる。公卿就任後の昇進状況を見ると、大臣のうち四人、大納言、中納言もその約半数が受領経験者である。これまでは受領経験のある公卿はあまり昇進していないのだが、一二世紀になると一般の公卿との差はほとんどなくなる。すなわち、公卿が受領の経歴をもつことがなんら特別のことではなくなるのである。

この時期の受領を経た公卿はその経歴により大きく三つの類型（以下ではそれらをA型、B型、C型とする）及びその他（以下ではD型とする）に分けることができる。A型は少年時に受領になり、五―一〇年程度受領をつとめながら侍従、少将、中将、藏人頭のコースを経て、二〇―三〇代前半で公卿になるものである。A型は公卿になってからも昇進を続け、大臣になっている者も多く、そのほとんどが公季流及び頼宗流藤原氏である。近衛次将から藏人頭を経て二〇―三〇代で公卿になるのは当時の高級貴族子弟があゆむエリートコースだが、それに加えて少年時に受領を兼任するというのがA型の特徴である⁽²³⁾。前述のように公季流及び頼宗流は院権力と密接に結びついていた。また、当時は受領のポストを得ると莫大な収入を得ることができ、伊通・重通の父宗通の薨伝には「上皇被_レ仰_レ合萬事_一、仍天下之權威傍若無人也、家累_二寶貨_一、富勝_二衆人_一、就_レ中子孫繁昌_一、只如_レ任意也。（中略）家有_二兩国_一⁽²⁴⁾、福貴相兼、家門繁昌也」と記されている。故に、こうしたことからすれば、A型の公卿が少年時に受領になったのは院による本人あるいは後見人に対する経済的優遇措置であったといえよう⁽²⁵⁾。

B型は受領を長期にわたってつとめ、受領を辞してまもなくに公卿になるものである。A型と異なり、公卿になる

のが高年で、その後もあまり昇進はせず、非参議のままの者も多い。また、諸大夫家、とりわけ末茂流の者が多く、一部に公達家の者がいるが、いずれも傍流である。B型の第一の特徴は、成功や重任を繰り返して、長期間にわたって受領を続けていることである。成功・重任の内容は六勝寺や院御所など院に關係する造寺・造宮が圧倒的に多い。受領在任期間が二〇年を超える者も多く、藤原忠隆は一〇歳から四七歳まで三八年にわたって受領をつとめ、この間最勝寺、鳥羽・白河の御堂、大炊殿、万里小路殿などの造宮によって成功・重任を繰り返している。第二の特徴は、いづれも院や天皇の有力な近臣だったことである。藤原顯季は周知のように白河上皇の乳母子で、末茂流の他の四人は顯季の子や孫である。道隆流の藤原基隆も堀河天皇乳母子で、忠隆はその男である。良門流の藤原清隆も近衛天皇の乳父で、白河・鳥羽院司である。このようにB型には乳母子の關係で院や天皇と密接に結びつき、有力近臣になっている者が多いのが特徴である。⁽²⁶⁾

B型の原型は撰関期における撰関家の家司・近習受領で公卿になった者に求めることができる。藤原惟憲は後一条天皇の乳父で、一六年受領をつとめたあと従三位に叙されている。高階成章は二〇年、藤原隆佐は二八年にわたって受領をつとめたあと従三位となっている。受領の任期が連続していないなどの相違点もあるが、B型はこうした撰関期の家司・近習受領の延長線上にあるといえよう。

C型は受領をつとめながらあるいはつとめた後、弁官、藏人頭のコースを経て公卿になるものである。A・B型は少年時に受領となる者が多かったが、C型は逆にそうした者は少ない。公卿になるのは高年になってからで、その後はあまり昇進していない。氏・流はさまざまだが、とりわけ高藤流の者が多く、院司とともに撰関家の家司や關係者もみられる。⁽²⁷⁾

C型もB型と同様その原型は撰関期にある。藤原道長妻倫子の甥源経頼は和泉守の時に左少弁を兼ね、その後左中

弁、右大弁、藏人頭を経て参議になっている。また、藤原頼通の近習で後朱雀天皇乳母子の藤原泰憲は二〇年近く受領をつとめながら右少弁、左中弁、藏人頭を経て参議になっている。

このように、A型は一一世紀末にはじまるものだが、B・C型はその原型をそれ以前にみる事ができる。摂関期は忠平流藤原氏と一部の源氏が公卿の大半を占めていたため、諸大夫家では摂関家家司として摂関家に奉仕してきたごく一部の者だけが公卿になりえたのだが、一一世紀末になって摂関家につながる公卿の数が減少し、摂関家に代わり院に奉仕するようになった者たちの地位が院権力の増大により相対的に向上したため、B・C型公卿の増加となったのである。

最後に、この時期の特徴としてあげられるのが年少者の受領、すなわち少年受領の増加である。受領を経た新公卿三〇人のうち一六人が受領になった時の年齢が二〇歳未満である。そして、年少者でも受領になれたことが、この時期に受領を経た公卿が増加する要因の一つである。とりわけA型の公卿の場合がそうである。少年受領の場合は受領とはいっても実務は父親など後見人がとっており、その地位は形式的なものにすぎなかった。また、これまで受領は現地赴任が原則であったが、一一世紀末頃から受領の遙任化が進み、受領は在京して国務を執ることができるようになった。⁽²⁸⁾つまり、これまでは近衛次将を経て二〇代で公卿になるような上級貴族は受領になることは事実上ありえなかったのだが、一一世紀末以降年少時に受領を兼任することが可能となり、彼らでも受領になることができるようになったのである。

一二世紀後半に新たに公卿になった者は一五五人で、このうち受領経験者は八〇人いる。⁽²⁹⁾つまり新公卿の数が大幅に増えるとともに、受領を経た公卿の数も増加し、新公卿の過半を占めるようになるのである。藤原氏の新公卿は全体的に増加しているが、とりわけ著しいのが高藤流と末茂流で、そのほとんどが受領経験者である。藤原氏以外では

桓武平氏が急増している。なお、桓武平氏の内訳は、武門平氏が二人（受領経験者は一〇人）、堂上平氏が六人（受領経験者は四人）である。

受領経験のある公卿の昇進状況は前半期と同じで、一般の公卿との差はほとんどない。なお、受領を経て大臣になった者が三人いるが、それらはいずれも武門平氏である（平清盛、平重盛、平宗盛）。藤原氏においては受領を経て大臣になる者はいなくなる。一二世紀前半においては師実流のほか公季流や頼宗流からも受領を経て大臣になる者がいたが、このころからそうした者はいなくなる。⁽³⁰⁾ 大臣を出す撰家流、公季流、師実流において受領を経て公卿になる者の数が少ないのはこうしたことが関係しているものと思われる。

一二世紀前半と同様受領を経て公卿になった者はA型、B型、C型の三つの類型とその他のD型に分けることができる。ただ、この時期になると公卿になるとの経歴が多様化し、A・B・C型のいずれでもないものが多くなる。そのためA・B・C・D型がそれぞれ約二〇例ずつとなる。

A型は、一二世紀前半はそのほとんどが公季流及び頼宗流藤原氏だったが、この時期になると公達家だけでなく諸大夫家を含むさまざまな氏・流の者がみえるようになる。これは一二世紀後半になると近衛次將の数が増えるとともに諸大夫家などそれまで採用されなかつた家からも近衛次將が次々に出るようになった結果であろう。⁽³¹⁾ ただ、諸大夫家などの者が増えたため、一二世紀前半に比べると極官は全体として低くなり、B・C型との差はあまりない。

B型は、一二世紀前半とあまり変わりはなく、大半が諸大夫家で、中でも末茂流の者が多い。極官も低く、過半数が非参議のみである。

C型も基本的には一二世紀前半と同じだが、高藤流の者が約半数を占め、高藤流の割合がさらに高くなっている。

なお、受領を経た新公卿八〇人のうち五五人が受領になった時の年齢が二〇歳未満である。少年受領の割合は一二

世紀前半よりもさらに高くなっている。

以上、本章では受領になった貴族の階層について検討を加えた。一一世紀においては受領を経て公卿になる者はほとんどおらず、従つて受領Ⅱ四位・五位止まりの中下級貴族といつても決して過言ではない。しかし、一〇世紀は新公卿の約三分の一、一二世紀は約二分の一が受領経験者である。さらに一二世紀においては公卿就任後も一般の公卿と同じように昇進している。もちろん、こうした受領は受領全体からみればわずかな数であろうが、公卿Ⅱ上級貴族になりうる人数は限られているので、一〇―一二世紀の受領Ⅱ四位・五位止まりの中下級貴族とは簡単にはいええないように思われる。

四位・五位止まりの中下級貴族という受領像が一般的であるのは、一一世紀の受領が実際にそうであることと、一一世紀には受領を父に持つ紫式部や清少納言などの女流文学者が活躍し、その時期の受領がとりわけ注目を集めたことによるものであろう。しかし、一〇―一二世紀の受領をすべてそのように考えるのは問題であり、時期により受領の階層には変遷があったのである。

註

(1) 林屋辰三郎「平安京における受領の生活」(同『古代国家の解体』、岩波書店、一九五五年、初出は一九四六年)、同「院政の成立に就いて」(同前書、初出は一九四六年)、同「中世社会の成立と受領層」(同前書、初出は一九四九年)、同「院政政権の歴史的評価」(同前書、初出は一九五一年)など。

(2) 橋本義彦「撰関政治論」(同『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、一九七六年、初出は一九六八年)。

(3) 吉川真司「撰関政治の転成」(『平安時代における女房の存在形態』(同『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初出はともに

一九九五年)。玉井力氏も、摂関期の受領について「彼らは基本的に四・五位層で、ごく一部が公卿昇進を果たせるクラスであった〔諸大夫層〕。その意味では受領層というとりえ方もあつてもよいと思う。」とされている(同「十・十一世紀の日本」、同「平安時代の貴族と天皇」、岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九九五年)。また、上島亨氏も「受領への国司権限の集中が進み、受領が任国の徴税を請け負う体制ができていくなかで、地方支配を専門とする受領層が形成され、彼等の多くは家司として摂関家に仕えた」とされている(同「国司制度の変遷と知行国制の形成」、『日本国家の史的特質』古代中世、思文閣出版、一九九七年)。

(4) 『日本国語大辞典』(小学館、一九七四年)。なお、『同』第二版(二〇〇一年)では「平安時代中期以降、受領に任命される階層。おおよそ四・五位を生涯の最高位とする中・下級貴族。」となっている。

(5) 以下では、公卿になった貴族を上級貴族(層)、四位・五位止まりの貴族を中下級貴族(層)と呼ぶことにする。

(6) 受領には六位の者もいたが、そうした六位受領はごく一部に限られるので、本稿では受領は基本的に五位以上として考察を行う。なお、受領の任国・任期等の調査にあたっては、宮崎康充編『国司補任』三一五(続群書類従完成会、一九九〇・一九九一年)を利用した。

(7) 「顕隆卿等孫」「惟孝説孝孫」は「高藤」に含めた。

(8) 藤原基経の子・孫が計八人おり(このうち忠平流は四人)、この流がやや多いといえる。

(9) 藤原興範(宇合)、橘澄清(橘)、三善清行(三善)、橘良殖(橘)、源悦(嵯峨)、藤原邦基(良世)、藤原扶幹(撰家)、藤原当幹(武智麻呂)、橘公頼(橘)、伴保平(伴)、藤原忠文(宇合)、源清平(光孝)、源等(嵯峨)、平随时(仁明)の一人(かつこ内は氏・流、以下同じ)。

(10) この点についてはすでに玉井力氏が、受領を経た公卿は「おおむね高年齢になってその地位を得るにとどまった」と指摘されている(同注(3)前掲論文)。

(11) 源正明(光孝)、藤原有相(良世)、藤原元名(長良)、藤原文範(長良)、藤原守義(魚名)、源惟正(文徳)、藤原為輔(高藤)、藤原国章(長良)、藤原季平(長良)、大江斉光(大江)、橘恒平(橘)、藤原尹忠(貞嗣)、藤原安親(魚名)、源泰清(醍醐)、源清延(光孝)、藤原有国(内麻呂)、平惟仲(平)、藤原忠信(魚名)、源扶義(宇多)の一九人。

(12) 藤原有国は当初非参議であったが長保三年に参議になつてゐる。

(13) 『朝野群載』卷七応和元年五月一日長者宣。

(14) 『公卿補任』永観元年橘恒平項。

(15) 正暦元年藤原有国項、正暦三年平惟仲項。このほか、源扶義は藤原道長の義兄、源清延は藤原実資の乳父である(『小右記』長和四年六月七日条)。なお、一〇世紀前半において受領を経た公卿でかつ摂関家家司であるのは伴保平だけである。

(16) 次にみるように、忠平流の藤原氏と宇多・醍醐・村上の源氏以外の公卿六人のうち五人は受領を経ているが、彼らはいずれも摂関家の家司あるいは近習者である。従つて、忠平流の藤原氏と一部の源氏により公卿のポストが独占されたと言つても決して過言ではない。なお、もう一人の武智麻呂流の藤原重尹は実務官僚型の公卿で、父の大納言懐忠の辞官申任により右中弁となり、約二〇年にわたり弁官をつとめた後公卿になつてゐる。

(17) 家格の成立については玉井力氏が詳細に論じておられる(同「院政」支配と貴族官人層」、同注(3)前掲書、初出は一九八七年)。

(18) 平親信(平)、藤原広業(内麻呂)、藤原惟憲(高藤)、源経頼(宇多)、大中臣輔親(中臣)、源経長(宇多)、源資通(宇多)、藤原資業(内麻呂)の八人。

(19) 八人の公卿の極官は源経長を除けばいずれも参議ないしは非参議で、公卿就任後ほとんど昇進していない。

(20) 藤原広業、藤原惟憲は道長家司。平親信は東三条院院司で、その男の重義・理義は道長家司。大中臣輔親は皇太后宮(詮子)宮司で藤原教通の乳父。藤原資業は東宮(敦成親王)後一条天皇)の学士で乳父。

なお、受領経験のある公卿八人のうち公達家の者は三人で、いずれも宇多源氏である(源経頼、源経長、源資通)。このうち、源経頼は道長の妻倫子の甥、源資通は頼通近習(『春記』長暦三年一〇月二日条)であるから、上記の五人と共通性がある。一方、この三人は実務官僚型の公卿でもあり、いずれも長期間弁官をつとめ蔵人頭を経て公卿になつてゐる。

(21) 高階成章(高階)、藤原隆佐(高藤)、藤原師成(師尹)、藤原泰憲(高藤)、源俊明(醍醐)、藤原実政(内麻呂)、藤原経平(実頼)、大江匡房(大江)、藤原仲実(公季)、藤原忠教(師実)の二〇人。

(22) 次の三〇人。

A 藤原通季(公季)、藤原実能(公季)、藤原伊通(頼宗)、藤原重通(頼宗)、藤原季成(公季)、藤原公能(公季)、藤原忠雅(師実)、藤原公通(公季)

B 藤原顕季(末茂)、藤原長実(末茂)、藤原経忠(道隆)、藤原基隆(道隆)、藤原家保(末茂)、源有賢(宇多)、藤原家成(末茂)、藤原顕輔(末茂)、藤原清隆(良門)、藤原忠隆(道隆)

C 源重資(醍醐)、藤原為房(高藤)、藤原顕隆(高藤)、藤原為隆(高藤)、藤原顕頼(高藤)、源師俊(村上)、藤原宗成(頼宗)、平実親(平)

D 源顕仲(村上)、藤原実光(内麻呂)、大中臣清親(中臣)、藤原忠能(道隆)

(23) 一〇、一一世紀の受領経験のある公卿は、そのほとんどが長年官僚をつとめ、高年になってようやく公卿になっている。故に、エリートポストである近衛次将を経た者は少ない。源俊明以前には六人しかおらず、このうち近衛次将と蔵人頭の両方を経たのは源惟正のみである。

(24) 『中右記』保安元年七月二二日条。

(25) 藤原忠雅は師実の曾孫だが、外祖父、外叔父が院近臣藤原家保、家成である。忠雅は一〇歳で父忠宗を失って以降彼らのもとで育てられた。美濃守に任じられる前に右少将になっているが、これは家保が参議を辞して申任したことによるものである。従って、忠雅が受領になったことには院近臣である家保や家成が大きく関わっていたものと思われる。

なお、A型は一一世紀末からみえはじめる。源俊明、藤原仲実、藤原忠教の三人がそれである。三人は一八歳、一五歳、一五歳で受領になり、いずれも近衛次将、蔵人頭を経て、三二歳、二九歳、二六歳で公卿になっている。このうち公季流の藤原仲実が少年時に受領になったのは本文で述べた公季流の諸公卿と同じ理由であろう。源俊明は後冷泉天皇の寵臣である父隆国の辞官申任により受領となり、その後公卿になったのは後三条天皇、白河天皇に仕えたことによるものである。藤原師実男の忠教の場合はやはり摂関家の子弟であることが大きく関係しているよう。

(26) 藤原家保も崇徳天皇乳父で、その男家成は乳母子である。藤原経忠も鳥羽乳父である。

(27) こうした実務官僚としての高藤(勸修寺)流藤原氏については、橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(同注(2)前掲書、初出は一九六二年)が詳しい。

(28) 佐藤泰弘「受領の成立」(日本の時代史五「平安京」、吉川弘文館、二〇〇二年)。

(29) 次の八〇人。

A 藤原信頼(道隆)、藤原成親(末茂)、藤原成範(貞嗣)、平宗盛(平・武)、藤原実守(公季)、藤原基家(頼宗)、藤原脩範(貞嗣)、平知盛(平・武)、藤原定能(道綱)、藤原光能(長家)、藤原雅長(師通)、平重衡(平・武)、藤原清通(頼宗)、藤原隆房(末茂)、平資盛(平・武)、源雅賢(宇多)、藤原実教(公季)、藤原成経(末茂)、藤原定輔(道隆)、藤原実明(公季)、藤原基宗(頼宗)、藤原伊輔(頼宗)

B 藤原顕長(高藤)、藤原親隆(高藤)、藤原隆季(末茂)、藤原季行(道綱)、藤原光隆(良門)、源資賢(宇多)、藤原家明(末茂)、藤原俊盛(末茂)、藤原顕広(長家)、平頼盛(平・武)、藤原定隆(良門)、藤原重家(末茂)、平経盛(平・武)、藤原親房(道隆)、平通盛(平・武)、藤原季能(末茂)、藤原雅隆(良門)、藤原範能(貞嗣)、高階経仲(高階)

C 藤原朝隆(高藤)、藤原光頼(高藤)、藤原雅教(師通)、平範家(平・堂)、藤原惟方(高藤)、藤原顕時(高藤)、平親範(平・堂)、藤原成頼(高藤)、藤原朝方(高藤)、藤原俊経(内麻呂)、藤原長方(高藤)、藤原経房(高藤)、平親宗(平・堂)、藤原光雅(高藤)、源兼忠(村上)、藤原定長(高藤)、平基親(平・堂)、藤原親雅(高藤)、藤原宗頼(高藤)、藤原定経(高藤)、藤原宗隆(高藤)

D 藤原長輔(末茂)、大中臣親章(中臣)、平清盛(平・武)、藤原範兼(貞嗣)、平重盛(平・武)、藤原邦綱(良門)、平教盛(平・武)、藤原水範(貞嗣)、藤原信隆(道隆)、藤原隆輔(末茂)、藤原実清(末茂)、藤原頼輔(師実)、藤原頼季(良門)、高階泰経(高階)、藤原能保(頼宗)、藤原季経(末茂)、藤原隆保(末茂)、藤原範季(貞嗣)

(30) 公季流においてこのころから受領を経て大臣になる者がいなくなることは玉井力氏がすでに指摘しておられる(玉井力注(17)前掲論文)。なお、頼宗流からはこのころになると大臣は出なくなる。

(31) 玉井力注(17)前掲論文。